

食品衛生法等の一部改正に伴う関係政省令等の整備について (1)

平成15年8月29日施行分

(「食品衛生法等の一部を改正する法律」の規定のうち、公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日より施行される部分に係る整備)

- ・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
- ・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
- ・食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の概要（平成15年8月29日施行分）

1. 食中毒調査関係（食品衛生法施行令）

（1）保健所長が行う中毒原因の調査

①微生物学的試験及び②理化学的試験に加え、③動物を用いる試験による調査を追加。

（2）保健所長の都道府県知事等に対する中毒に関する報告

ア) 調査の実施状況を逐次都道府県知事等に報告するとの規定を整備。

イ) 報告書の作成・提出を調査終了後速やかに行うことを明記。

（3）都道府県知事等の厚生労働大臣に対する中毒に関する報告

食品衛生法第27条第3項（新設）により、一定の中毒事件については大臣に速報することとされたが、その後の調査の状況についても逐次報告することとした。

2. と畜検査関係（と畜場法施行令）

と畜場法第14条第5項（新設）の規定により、と畜検査の一部については厚生労働大臣も行うこととされたことを受けて、伝達性海綿状脳症（牛、めん羊、山羊）の検査について、

（1）都道府県は簡易検査（スクリーニング検査）を（BSEのみ）、

（2）厚生労働大臣は確認検査を

行うこととした。（厚生労働大臣が技術的能力があると認めた都道府県については確認検査（判断を除く。）まで実施。）

3. 施行期日

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）の施行の日（平成15年8月29日）

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の概要（平成15年8月29日施行分）

1. 食中毒調査関係（食品衛生法施行規則）

（1）速報及び詳報の対象となる中毒事件について（規則第22条の2）

- 食品衛生法第27条第3項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告すべき事件を次に掲げるものとすること。
 - ①食中毒患者等が50人以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき
 - ②死者が発生したとき
 - ③輸入食品に起因し、又は起因したと疑われるとき
 - ④中毒が特定の病原物質（サルモネラ・エンテリティディス、ボツリヌス菌、腸管出血性大腸菌、エルシニア・エンテロコリチカO8、カンピロバクター・ジェジュニ/コリ、コレラ菌、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌）に起因し、又は起因したと疑われるとき
 - ⑤食中毒患者等の所在地が複数の都道府県にわたるとき
 - ⑥そのほか、原因調査が困難である場合、行政処分に係る判断が困難である場合

（2）速報の対象となる中毒事件において逐次報告すべき事項について（規則第22条の3）

- 食品衛生法施行令第7条第2項の厚生労働省令で定める事項として、以下の事項を定めること。
 - ①患者等の所在地及び中毒の届出年月日
 - ②患者等の数及びこれらの者の症状
 - ③原因食品等及びその特定の理由
 - ④病原物質及びその特定の理由
 - ⑤原因施設及びその特定の理由
 - ⑥そのほか重要と認められる事項

（3）保健所長の都道府県知事等に対する報告（規則第23条）

- 食品衛生法施行令第7条第3項の報告書については、（1）の中毒事件については食中毒事件票及び食中毒事件詳報、それ以外の事件については食中毒事件票とすること。
- 食中毒事件詳報は、以下に掲げる事項を記載すること。
 - ①食中毒発生の概要に関する事項（発生年月日、発生場所、原因食品等を摂取した者の数、死者数、患者数、原因食品等、病原物質）
 - ②食中毒発生の情報の把握に関する事項
 - ③患者及び死者の状況に関する事項（患者並びに死者の性別及び年齢別の数、患者及び死者の発生日時の別の数、原因食品等を摂取した者の数のうち患者及び死者となつた者の数の割合、患者及び死者の原因食品の摂取から発病までに要した時間の状況、患者並びに死者の症状及び症状別の数）
 - ④原因食品等及びその汚染経路に関する事項（原因食品等を特定するまで

の経過及び理由、原因食品等の汚染経路)

- ⑤原因施設に関する事項（原因施設の給排水の状況その他の衛生状況、原因施設の従業員の健康状態、原因施設を特定するまでの経過及び理由）
- ⑥病原物質に関する事項（微生物学的若しくは理化学的試験又は動物を用いる試験による調査結果、病原物質を特定するまでの経過及び理由）
- ⑦都道府県知事等が講じた処分その他の措置の内容

(4) 都道府県知事等の厚生労働大臣に対する報告（規則第24条）

- 都道府県知事等の厚生労働大臣に対する報告書については、(1)の中毒事件については食中毒事件結果報告書及び食中毒事件調査結果詳報、それ以外の事件については食中毒調査結果詳報とすること。
 - ①食中毒事件調査結果報告書は、月ごとにその月の食中毒事件票を添付して翌月10日までに提出すること。
 - ②食中毒事件調査結果詳報は、(3)の事件詳報の事項を記載し、事件詳報を受理した後直ちに、作成・提出すること。

(5) 法第28条の2に基づく厚生労働大臣の都道府県知事等に対する調査等の要請規定の対象となる「大規模」食中毒の対象範囲

- 法第28条の2に基づく厚生労働大臣の都道府県知事等に対する調査等の要請規定の対象となる「大規模」食中毒を、500人以上の食中毒患者等が発生し、又は発生するおそれがある場合とすること。

2. 監視指導計画に関する事項（食品衛生法施行規則）

(1) 都道府県知事等の厚生労働大臣への計画の提出（規則第6条）

- 都道府県知事等は、年度開始前までに計画を提出すること等を定めること。

(2) 都道府県知事等の計画の実施状況の公表（規則第7条）

- 都道府県知事等は、年度ごとの都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を、翌年度の6月末日までに公表し、実施結果を取りまとめ後速やかに公表することとすること。
- そのほか、夏期、年末その他必要と認められる期間については、当該期間における計画の実施結果の概要を作成し、速やかに公表しなければならないこととすること。
- 公表は、都道府県等の公報、広報紙の掲載、インターネットの利用その他適切な方法により、当該都道府県等の住民に周知させるようにしなければならないこととすること。

3. と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の資格等に関する事項（と畜場法施行規則）

(1) 卫生管理責任者及び作業衛生責任者の資格要件（と畜場法施行規則第4条）

- 衛生管理責任者及び作業衛生責任者の資格要件のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者と同等以上の学力があると

認められる者を次のとおりとすること。

- 一 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者
- 二 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終った者
- 三 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者
- 四 旧盲学校及聾哑学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）によるろうあ学校の中等部第二学年を修了した者
- 五 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者
- 六 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校の普通科の課程を修了した者
- 七 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）第一条から第三条まで及び第七条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校的二年の課程を終った者又は第五号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者
- 八 旧海員養成所官制（昭和十四年勅令第四百五十八号）による海員養成所を卒業した者
- 九 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣において衛生管理責任者又は作業衛生責任者の資格に関し学校教育法第四十七条に規定する者と同等以上の学力を有すると認定した者

（2）衛生管理責任者等の経過措置の対象者（附則）

- 衛生管理責任者（作業衛生責任者）の資格要件に係る経過措置の対象となる者の範囲を、平成9年4月1日以降にと畜場の衛生管理（獣畜のとさつ又は解体）の業務に従事した経験を有する者とすること。

（3）衛生管理責任者等の届出事項（と畜場法施行規則第5条）

- 衛生管理責任者及び作業衛生責任者の設置に係ると畜場の設置者等の届出事項を以下のとおりとし、資格要件を満たすことを証する書面を添付することとすること。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 と畜場の名称及び所在地
- 三 衛生管理責任者又は作業衛生責任者の氏名、住所及び生年月日
- 四 衛生管理責任者又は作業衛生責任者が法第七条第五項各号又は法第十条第二項の規定により読み替えて準用される法第七条第五項各号のいずれかに該当する旨
- 五 衛生管理責任者又は作業衛生責任者を置いた年月日又は変更した年月日

（4）衛生管理責任者等の講習会の課程（と畜場法施行規則第6条）

- 衛生管理責任者及び作業衛生責任者の資格要件の1つである講習会の課程は次のとおりとし、3日間以上開催しなければならないこととすること。

公衆衛生概論；4時間以上
と畜関係法令；4時間以上
家畜解剖・生理学；2時間以上

家畜内科・病理学；6時間以上

食肉衛生学；6時間以上

関連法令；2時間以上

4. と畜検査申請書類の記載事項の追加（と畜場法施行規則第14条）

○と畜検査申請書類の記載事項として、以下の事項を追加すること。

・検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報

・検査を受けようとする獣畜に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況

5. 既存添加物名簿に関する省令の消除予定添加物名簿への改正

○消除予定添加物名簿の公示は官報掲載により行うこと。

○消除予定添加物名簿の訂正の申出書の記載事項（申出者の氏名及び住所、申出の添加物の名称、申出の趣旨）

○消除予定添加物名簿からの消除の申出をする場合に添付すべき書類（添加物等を製造等している者の氏名及び住所、添加物等が現に販売等されていることを証明する書類）

6. そのほか

○食品衛生法第4条の2に基づく販売禁止措置が講じられた場合の禁止の解除申請についての記載事項及び必要書類を定めること（食品衛生法施行規則）。

○「と畜場法施行規則」を「と畜場法施行規則」とするほか、所要の規定の整備を行うこと（食品衛生監視員証、食中毒事件票、と畜検査員等の様式改正を含む。）。

7. 施行日

「食品衛生法等の一部を改正する法律」の施行日（平成15年8月29日）